

平成22年3月30日付け21経第2110号
大臣官房経理課長から大臣官房各課長、大臣官房各部長、各
局長、農林水産技術会議事務局長、各庁長官、農林水産政策
研究所長及び農林水産研修所長あて
最近改正 令和8年3月30日付け7予第2529号

謝金の支払基準について

このことについて、今般、別紙のとおり令和8年3月6日付けで各府省申合せの「謝金の標準支払基準」が改正されたことから、当省において令和8年度から適用する謝金の支払基準を別添のとおり改正したので、謝金の執行について遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、貴管下の関係機関に対しては、貴職から周知願いたい。

謝金の支払基準

謝金の支払基準（以下「本基準」という。）は、以下のとおりとし、官署支出官及び資金前渡官吏（以下「官署支出官等」という。）は、謝金の支出に当たっては、本基準の定めるところによるものとする。

また、本基準に定める金額は、記載の単価に源泉所得税を含んだ金額としている。

1 本基準の適用範囲

- (1) 本基準は、令和8年度から新たに委嘱（再委嘱を含む。）又は依頼する者に支払う謝金から適用する。なお、令和7年度から引き続き委嘱する者については、その委嘱期間が満了するまでの間は、従前の単価によることができるものとする。
- (2) 本基準において謝金とは、懇談会等行政運営上の会合への出席（オンライン会議等による出席を含む。）、講演、助言、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、国家試験問題作成、試験監督、採点、調査データの提供等を行う依頼先に対して支払う謝礼をいう。
- (3) 本基準は、(2)に規定する謝金のうち、
 - ① 懇談会、検討会、研究会等行政運営上の会合（以下「会合」という。）への出席に対する会議出席謝金、
 - ② 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、
 - ③ 会合への出席とは別に来庁して助言等を行う者に対する助言謝金
 - ④ 一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用し、本基準で標準単価を定める。
- (4) 標準単価を定めることが適切でない個別の実作業（注1参照）に対する謝金の単価及び本基準に規定していない謝金の単価並びに本基準の適用範囲内の謝金のうち別表1から別表3までに掲げる単価によりがたいものについては、本基準で定める単価は適用しない。

なお、各官署支出官等は、本基準を適用しない謝金を支出する場合においても、社会通念上相当と認められる程度を超えて支出することのないようにしなければならない。

また、謝礼としての性格を持たない支払（注2参照）は、本基準に規定する謝金ではないことから、本基準は適用しない。

(注1)

試験問題作成、試験監督、採点、実技・演習等による研修・指導・訓練、外国語による講義・講演、統計調査・モニター等への協力、作業補助等の単純労働の提供、口述書作成、論文・文等々の学術性の高い原稿又は外国語原稿の執筆、分析等の作業を伴う報告書の執筆、報告書・評価書等の事前審査に係る意見書作成書誌等の監修、原稿の査読・校正、揮毫。

(注2)

法律事務・医療行為・カウンセリング・研修・講演・執筆・翻訳・通訳・グラビア作成・番組作成・楽器演奏・犬の訓練等を業とする者への対価としての支払、非常勤職員・顧問・参与等への給与としての支払、入札落札者との契約に基づく支払等。

第2 支払基準

1 会議出席謝金

会合への出席に対する会議出席謝金の単価（日額）は、別表1の職名に応じ、それぞれ定める単価を適用する。

ただし、会合における職名によらずに一律の単価を設定する会合にあっては、別表1の単価の中から、適宜単価を選択する。

なお、今回の改正においては、令和7年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の支給限度額が引き上げられたことに伴い、改定前後の手当の推移率を基に算出を行った。

2 講演謝金及び助言謝金

講演謝金及び助言謝金の単価（時間）は、別表2に掲げるところによる。

単価の適用に当たっては、依頼内容、依頼先の知名度等に応じて同表の分野別職位等欄に掲げる職位等を参考に、①から⑩までの区分に応じた単価を適用する。

なお、今回の改正においては、昨今の民間給与実態に鑑み、令和6年度職種別民間給与実態調査（人事院）から、令和7年度職種別民間給与実態調査の推移率を基に算出を行った。

3 執筆謝金

執筆謝金の単価は、別表3に掲げるところによる。

別表3の想定する原稿を参考として、①から⑤までの単価の中から適宜単価を選択する。

なお、今回の改正においては、令和7年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の支給限度額が引き上げられたことに伴い、改定前後の手当の推移率を基に算出を行った。

別表 1

(単位：円)

職 名	単価 (月額)
会長級 (本省課長級)	10,700
委員 (会員級) (本省課長補佐級)	8,200
幹事、専門委員級 (本省係長級)	5,900

【適用上の留意事項】

- ・ 一の会合において、職名ごとに別表 1 の単価を選択することができる。
- ・ 国家公務員が公務として出席する場合は支給しない。

別表 2

(単位：円)

単 価		分 野 別 職 位 等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位 にある者の 平均勤続 年数	民 間	地方公共団体
①	11,800	大学学長級	17年以上	会長・社長・ 役員級	知事・市町村 長
②	9,300	大学副学長			
③	9,200	大学学部長 級			
④	8,400	大学教授 1	12年以上	工場長級	部長級
⑤	7,700	大学教授 2		部長級	—
⑥	6,900	大学准教授 級		課長級	課長級
⑦	6,300	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	5,100	大学助教・ 助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	4,100	大学助手級 以下 1		係員 1	課員 1
⑩	3,100	大学助手級 以下 2		係員 2	課員 2
⑪	2,100	大学助手級 以下 3		係員 3	課員 3

【適用上の留意事項】

- ・ 大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めるものとする。
- ・ 弁護士・医師・公認会計士・作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、依頼分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、別表2の時間単価の中から適宜単価を選択する。
- ・ 支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
- ・ 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- ・ 国家公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。

【別表3】

(単位：円)

単 価		想定する原稿
区分	原稿用紙（日本語400字） 1枚当りの単価	
①	3,000	不特定多数を対象とした原稿のうち、影響度が極めて高いもの
②	2,600	不特定多数を対象とした原稿のうち、影響度が高いもの
③	2,100	不特定多数を対象とした原稿で、一般的なもの
④	1,500	特定多数を対象とした原稿のうち、影響度が高いもの
⑤	1,000	特定多数を対象とした原稿で、一般的なもの

【運用上の留意事項】

- ・ 400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- ・ 国家公務員が公務として執筆する場合は支給しない。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。